

市川三郷町一般競争入札事務処理要領(平成17年市川三郷町訓令第57号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、市川三郷町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事をいう。)、物品の購入及び業務委託等(以下「案件」という。))に係る一般競争入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 入札前に入札参加資格審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する一般競争入札をいう。
- (2) 一般競争入札(事後審査型) 入札後に入札参加資格の確認を行い、落札決定する一般競争入札をいう。

(対象案件)

第3条 一般競争入札の対象となる案件は、予定価格がおおむね1千万円以上の請負契約等を基準に、市川三郷町入札参加資格等審査会(以下「審査会」という。)に諮り決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、対象としないものとする。

- (1) 緊急施工を要するとき。
- (2) 専門性を有する等により、施工、実施又は納入できる者が限定されているとき。
- (3) 地域的特性により、一般競争入札を行っても競争性が十分に確保されないと認められるとき。
- (4) その他、審査会が一般競争入札で行うことが適切でないと認めたとき。

(入札方式)

第4条 一般競争入札により実施する案件は、予定価格に応じて次の入札方式により実施するものとする。

- (1) 予定価格が2億円以上の案件は、一般競争入札により実施する。
- (2) 予定価格が2億円未満の案件は、一般競争入札(事後審査型)により実施する。

2 前項の規定にかかわらず、2億円未満の案件においても技術的難易度が高く企業及び配置予定技術者の実績を求める必要がある場合及び特定建設工事共同企業体による工事の場合は、一般競争入札により実施する。

(入札参加資格)

第5条 入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 市川三郷町競争入札参加資格者名簿に登載されている者
- (3) 市川三郷町建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成17年市川三郷町訓令第56号)又は市川三郷町物品購入契約、業務委託契約等に係る指名停止等の措置要領(平成17年市川三郷町訓令第62号)に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者
- (4) 特定建設工事共同企業体による場合は、市川三郷町共同企業体取扱要綱(平成17年市川三郷町告示第46号)に定める共同企業体であること。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全でない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。 )又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。 )でないこと。
- (7) 都道府県税、消費税、地方消費税及び市町村民税の滞納がない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

2 前項に定めるもののほか必要な入札参加資格は、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店、本社及び入札権限を委任された営業所の所在地域
- (2) 対象工事と同種の工事の施工実績又は能力
- (3) 経営事項審査の評定値又は競争入札参加資格の等級
- (4) 技術者の資格、経歴及び同種の工事の施工従事経験
- (5) その他必要な事項

(入札参加資格等の決定)

第6条 契約担当者は、審査会において、前条に定める入札参加資格のほか、公告の内容等を決定する。

(公告)

第7条 入札の公告は、市川三郷町公告式条例(平成17年市川三郷町条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場及び町ホームページに掲載するものとする。

(設計図書等の配布及び設計図書に対する質問)

第8条 入札に参加するために必要な設計図書は、公告の日から入札参加資格確認申請書(以下「申請書等」という。)の提出期限の日まで、町ホームページに掲載する。

2 設計図書に対する質問書は、入札公告に示した期間及び場所において受付け、当該質問に対する回答は、町ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は原則として実施しないこととする。ただし、必要があると認めた場合は実施することとする。

(入札参加資格の確認)

第10条 契約担当者は、入札に参加する者の資格を確認するため、入札参加希望者から所定の期限までに申請書等(公告において指定する参加資格要件を証する書類を含む。)の提出を求めるものとし、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 申請者の入札参加資格の有無を確認したときは、確認の結果を書面により速やかに通知するものとする。この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、この通知に入札参加資格がないと認めた理由及び当該理由について所定の期間内に説明を求めることができる旨を記載するものとする。

3 一般競争入札(事後審査型)による場合、前項の通知は行わず、入札参加資格の確認は、開札後に行うものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金及び契約保証金は、原則として納付又は免除の別を入札公告に記載するものとする。

(入札)

第12条 再度の入札は1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表した案件については、再度入札は行わない。

2 入札の結果、入札参加者が1者の場合であっても一般競争入札の結果とみなし、入札は成立したものとする。

3 第1回の入札において、入札参加者に入札金額の内訳書の提出を求めることとし、その旨を入札公告等に明示するものとする。

(落札者の決定)

第13条 開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)で最も低い価格で入札した者を落札者とする。

2 一般競争入札(事後審査型)による場合、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等を審査し、落札者を決定するものとする。

3 落札者の決定は、あらかじめ定めた場合を除き、原則として、入札日から起算して3日以内に行うものとする。

4 落札となるべき価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引により落札を決定するものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札参加資格確認後に入札を辞退する場合は、指定の書式により申し出るものとする。

(見積期間)

第15条 見積期間については、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項第3号の規定に留意するものとし、この場合の当該期間については、市川三郷町の休日定める条例(平成17年市川三郷町条例第2号)第1条に定める町の休日を原則として含めないものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。